

令和 7 年度 第 1 回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会 会議録

- 1 日時：令和 7 年 6 月 19 日（木曜日） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 15 分
- 2 場所：堺市役所本館 6 階 大会議室 B
- 3 出席委員： 会 長 （堺市健康福祉局生活福祉部長） 長尾 正志
 委 員 （武庫川女子大学看護学部 教授） 金谷 志子
 委 員 （関西福祉科学大学 名誉教授） 齊藤 千鶴
 委 員 （堺市健康福祉局長寿社会部長） 佐野 庸子
 委 員 （税理士） 澤田 直樹
 委 員 （大阪公立大学 現代システム科学域 教育福祉学類 准教授） 東根 ちよ
 委 員 （堺市健康福祉局障害福祉部障害施策推進課長） 吉田 慎一
 ※会長以下、50 音順にて表記。
- 4 事務局：堺市健康福祉局生活福祉部健康福祉総務課 課長 宮本 浩志 ほか
 事業課：堺市健康福祉局長寿社会部介護事業者課 課長 増田 宣典 ほか
- 5 案件名：広域型特別養護老人ホーム（増床）整備事業者の選定に係る審査 2 件

発言者	内容
事務局	開会 令和 7 年度第 1 回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会を開催いたします。 審査会開催前にまず、本日の会議内容につきましては、会議録として、発言委員名は非公開の上、発言要旨を本市ホームページ上で公開させていただきますことを、あらかじめご了承願います。よろしくお願いいたします。
議 長 （ 会 長）	議長挨拶
事務局	委員紹介及び定足数報告 本日、委員 9 名中、7 名の委員が出席されておりますので、堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会規則第 4 条第 2 項の規定により、本審査会が成立していることをご報告いたします。
事務局	配付資料の確認
事務局	各委員に応募事業者等からの接触等の有無の確認
委員	<接触等なし>
事務局	守秘義務についての説明

議長	案件審議 それでは、議事に入ります。今回の審議案件、選定に係る審査方法及び採点基準について事業課から説明してください。
事業課	審査会規則の規定により、議長は採点には加わらないこととなっております。採点につきましては、6名の委員の皆様をお願いいたします。 本日で審議いただきます、広域型特別養護老人ホームの増床は、応募が2案件であり、基準点審査を行います。採点を行った結果、過半数の委員が基準点以下の評価がなされた場合は、採択いたしません。 次に2案件とも過半数の委員が基準点以上の評価がなされた場合、今回は募集数27人分に対して、応募数が2件あわせて10人分であるため、2案件とも採択となります。 続きまして、選定に係る審査のうち、応募事業者の面接審査につきましてご説明いたします。応募事業者の出席者は、お配りした資料のうち、出席者名簿に記載のとおり3名を予定しています。応募事業者には、「最初の3分間で、今回応募された思い等をアピールしていただくこと」を説明しております。応募事業者のアピールの後は、質疑応答を進めていただきます。
議長	事業課から選定に係る審査方法及び採点基準についての説明がありましたが、ご質問はございませんか。
委員	<選定に係る審査方法及び採点基準について質疑応答・意見交換>
議長	書類審査 それでは、書類審査に入ります。「広域型特別養護老人ホーム（増床）」の2件について、事業課から案件の説明をしてください。
事業課	法人A及び法人Bの応募内容の概要説明 ※応募書類から、「協議書の記載内容」、「法人経営の安定性」、「勤務形態一覧表」、「利用料金（近隣施設との比較）」等の概要について説明。
議長	以上、事業者課から説明がありましたが、ご意見・ご質問等ございませんか。
委員	<質疑応答・意見交換> （休憩）

議長	応募事業者面接審査 1 件目の面接審査です。応募事業者の入室を許可します。 ＜法人 A 入室＞ 本日は、審査会の審査にご出席いただきありがとうございます。 面接審査は 30 分を予定しています。質問に対しては簡潔・明瞭にご回答願います。 ＜法人 A 出席者自己紹介、プレゼンテーション＞ ＜質疑応答＞ ①全体コンセプトについての確認。 ②緊急時等における対応方針について確認。 ③非常災害対策について確認。 ④虐待の防止のための措置に関する事項について確認。 ⑤その他施設の運営に関する重要事項について確認。 ⑥施設整備審査協議書兼誓約書に記載の項目について確認。 ＜法人 A 退室＞
議長	続きまして 2 件目の面接審査を行います。応募事業者の入室を許可します。 ＜法人 B 入室＞ 本日は、審査会の審査にご出席いただきありがとうございます。 面接審査は 30 分を予定しています。質問に対しては簡潔・明瞭にご回答願います。 ＜法人 A 出席者自己紹介、プレゼンテーション＞ ＜質疑応答＞ ①全体コンセプトについての確認。 ②緊急時等における対応方針について確認。 ③非常災害対策について確認。 ④虐待の防止のための措置に関する事項について確認。 ⑤その他施設の運営に関する重要事項について確認。 ⑥施設整備審査協議書兼誓約書に記載の項目について確認。 ＜法人 B 退室＞
議長	これをもって、法人 B の面接審査を終了します。
委員	採点

議長	それでは、書類審査及び応募事業者面接審査の結果をもとに、委員の皆様へ採点していただきます。採点に先立ち、審査会全体で確認しておくべきこと等がありましたら、ご意見をお願いします。
委員	＜質疑応答・意見交換＞
議長	確認は、以上でよろしいでしょうか。それでは各自で採点をお願いします。
委員 事業課	＜採点＞ ＜集計＞
議長	集計結果・採択の判断 「広域型特別養護老人ホーム（増床）」の集計結果です。 法人 A は、委員 6 名中、過半数の委員が基準点以上の採点をされています。 法人 B は、委員 6 名中、過半数の委員が基準点以上の採点をされています。 従いまして、「応募事業者 法人 A」及び「応募事業者 法人 B」の案件を採択することとし、市長へ報告いたします。 委員の皆様、ご異議ありませんか。
委員	異議なし
議長	以上をもちまして、「広域型特別養護老人ホーム（増床）整備事業者の選定に係る審査」を終了いたします。 閉会